

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

危機管理政策課

1 背景

今年度は、コロナ禍での自然災害からの避難や避難所での対応のほか、7月に九州で発生した豪雨や、12月から1月にかけて東北や日本海側を中心とした大雪など、日本全国で自然災害が頻発する年となった。

7月豪雨では、九州を中心に土砂災害、河川氾濫が発生し、浸水想定区域にある要配慮者利用施設では、避難行動の遅れなどによる多数の死傷者が出たのをはじめ、住宅、公共土木施設及び鉄道等に甚大な被害をもたらした。

本県でも、コロナ禍での避難や避難所での対応、浸水のおそれのある要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性の確保のための緊急点検の実施、12月の大雪災害では、倒木等による停電や孤立集落も発生したことからその解消を最優先とした関係機関の連携など対応してきたところであるが、さらなる対策の充実強化を図っていく必要がある。

以上の令和2年度の災害等の教訓等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

2 主な修正内容

(1) 新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨対応や12月から大雪対応等を踏まえた見直し
ア 被災者の生活復興支援体制（鳥取県版災害ケースマネジメント）の全県展開

- ・県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。その際には鳥取県中部地震被災者への対応で培ったノウハウを全県展開するよう努めるものとする。

（災害予防編（共通）第14部被災者支援計画 第1章被災者支援体制の整備）

- ・被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画立てし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（鳥取県版災害ケースマネジメント）を行うものとする。

（災害応急対策編（共通）第14部被災者支援計画 第1章生活再建対策）

イ 避難所における感染症対策の強化【章の新設】

(ア) 避難所での対策

- ・新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないように、避難所での感染症対策を徹底するものとする。
- ・市町村は、感染症対策用品の整備に努めるものとする。
- ・市町村は、新型コロナウイルス等感染症流行時には、避難者の受入が不足するおそれがあるため、可能な限り多くの避難所を確保するものとする。

(イ) 住民への普及啓発等

- ・県及び市町村は、住民に対して、避難時に係る感染症対策のための知識等の普及啓発等に努めるものとする。

<避難する前>

- ・住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認するとともに、既に体調不良の場合は市町村に事前相談すること
- ・安全が確保されている近隣の親戚・知人宅への分散避難も検討すること
- ・可能な限り、必要な備蓄品は持参すること（食料・水、マスクなど）

<避難の受付時>

- ・住民一人ひとりが、自身の健康状態を申告すること

<避難所での生活期間中>

- ・基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）
- ・避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）
- ・体調不良の場合は、避難所運営責任者等に報告すること

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第7章避難所における感染症対策の強化）

ウ 避難における感染症患者等への差別や人権問題の発生防止

- ・県及び市町村は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

(災害応急対策編(共通)第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

エ 要配慮者の避難を促すための取組

- ・県は、要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。

(災害予防編(共通)第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備)

オ 浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の避難の実効性の確保

- ・市町村は、市町村地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況を把握し、その避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。県は関係課が連携の上、市町村ごとの状況を把握し、市町村の求めに応じて必要な支援等を行っていくよう努めるものとする。

(災害予防編(共通)第5部避難対策計画 第2章要配慮者等の安全確保計画)

カ 市町村圏域を超えた広域避難の検討

- ・県、市町村は、災害が発生する前の市町村圏域を超えた予防的避難の手順等(避難対象者の絞込み、避難先の選定と確保、避難手段等)についても、具体的な検討を進めるものとする。

(災害予防編(共通)第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備)

キ 大雪災害等における関係機関との連携強化

- ・電力及び通信については、それらに被害が生じた際の復旧作業にあたり、県や市町村の道路啓開等対応と密接な連携を図る必要があるため、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社は、県と締結している協力協定に基づき、平時から災害対応に必要な情報を共有するなど、特に連携体制を整備するものとする。

(災害予防編(共通)第15部ライフライン対策計画 第1章ライフライン対策の強化)

- ・道路管理者、県、市町村、ライフライン機関その他関係機関は、孤立集落の発生を防ぐため、平素から緊急時の連絡体制を整備しておくとともに、除雪や倒木除去等における連携した対応について確認しておくものとする。

(雪害対策編第1部災害予防計画 第1章雪害予防計画)

- ・孤立原因の解消は最優先事項であるため、道路管理者をはじめ、県、市町村、ライフライン機関その他関係機関は現地での打合せ等を通じて、早い段階で現地での連絡体制の構築や対応方針のすり合わせ、関係者間の情報共有に努め対応に当たるものとする。なお、県、市町村は除雪や倒木除去等に当たっては、必要に応じて、あらかじめ締結した応援協定等を活用した応援要請についても検討するものとする。

(雪害対策編第2部災害応急対策計画 第1章雪害応急対策)

ク 災害時の広域的な物流に係る県外拠点(0次拠点)の活用及び輸送路の確保【配置図の追加】

- ・災害時に県外の物流拠点(0次物資拠点)を設置し、広域的な物流を円滑に運用するため、県外の物流事業者等と協定を締結しておくなど、体制整備の検討に努めるものとする。
- ・県外の物流拠点(0次物資拠点)と県内への物資搬送に係る輸送路については、優先的に通行できるように必要な対策を講じておくものとする。

(災害予防編(共通)第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備)

ケ 被害認定業務等に係る市町村への支援の充実

- ・研修会等の実施に当たっては、WEB会議システム等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(災害予防編(共通)第11部住宅対策計画 第3章被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備)

- ・県は、説明会の実施に当たりWEB会議システム等を活用するなど、すべての被災市町村が参加できるような工夫をするよう努めるものとする。

(災害応急対策編(共通)第11部住宅対策計画 4章被害認定及び罹災証明書の発行)

(2) 国の防災基本計画の改正を踏まえた見直し

ア 災害リスクと取るべき行動の理解促進

- ・広報を行う際には、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難(分散避難)も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進等に努めるものとする。

(災害予防編(共通)第1部総則 第2章防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承)

- ・避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難(分散避難)も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

(災害応急対策編(共通)第5部避難対策計画 第1章避難の実施)

イ 豪雨時等における適切な外出抑制の実施

- ・豪雨等により屋外移動が危険な状況である場合に、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずる。

(災害予防編(共通)第10部共助協働推進計画 第4章災害時の事業計画の取組みの促進)

ウ 住民以外の避難者の受入

- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(災害予防編(共通)第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備)

- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(災害応急対策編(共通)第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

エ 関係機関の連携強化のための取組

- ・応援に当たる国、地方公共団体や関係機関と調整し、必要に応じて被災状況、支援ニーズ、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等を情報共有するため、合同の連絡会議や調整会議を開催する。

(災害応急対策編(共通)第4部防災関係機関の連携推進計画 第8章応援・受援計画)

オ 防災道の駅の設置

- ・防災機能を有する道の駅については、広域的な防災拠点(防災道の駅)として位置付けるものとする。

(災害予防編(共通)第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備)

※その他、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

